

2. 行政分野（公務員の女性比率等について）

- イギリス、アメリカは、1970年代前半より、平等待遇の観点から、公務員の男女共同参画に係る取組を進めていた。
- 調査対象7か国では、1990年代中頃から2000年代前半にかけて、国家公務員の採用・任用に係る目標設定等の取組がみられた。韓国では、1995年に女性公務員の採用面から目標設定が始まった。フランスは2000年より公務部門における男女平等計画づくりが始まった。ドイツでは、2001年公務部門における連邦平等法によって、女性比率が50%未満の職場等における採用・任用に対し、クォータ制が実施されている。
- 国家公務員の管理職について、フランスでは、2012年になってから、クォータ制の対象となった管理職の女性割合が義務づけられた。韓国は、2002年から女性管理者任用拡大計画等を策定して取り組んでいる。イギリスでは、1999年に、上級公務員と幹部職員の女性割合目標を設定していた。
- 地方公務員について、ドイツでは、各州が、州法や規則等にて公務員の女性割合を決めていた。フランス、韓国では、国家公務員の採用・任用に係る目標等にもとづき、地方公務員も女性割合等に係る目標設定等がなされていた。